

品川区介護支援専門員法定研修受講料補助事業実施要綱

制定 令和6年10月31日 区長決定

要綱第356号

(趣旨)

第1条 本事業は、介護支援専門員の人材確保および定着を促進することを目的として、介護保険施設および事業所等（以下「施設等」という。）の従事者が受講する介護支援専門員資格（以下「資格」という。）の取得および維持のために必要な介護支援専門員法定研修に係る受講料を負担する事業者に対し、その経費の一部について品川区介護支援専門員法定研修受講料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(通則)

第2条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、介護支援専門員法定研修とは、介護保険法（平成9年法律第123号）等の規定による資格の取得および維持に必要な研修であって、別表1に定めるものとする。

(交付対象)

第4条 補助金の交付対象は、品川区内に所在する別表2に定める介護保険法に基づく施設等を運営する法人（以下「事業者」という。）であって、次条に規定する対象職員が介護支援専門員法定研修を受講する際に要する受講料の負担（以下「受講料負担」という。）を行うものとする。

(対象職員)

第5条 本事業の対象とする職員（以下「対象職員」という。）は、次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 従事業務 第8条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する年度中に、施設等において、現に資格を活用した業務に従事する者または今後資格を活用する見込みのある者であること。なお、資格を活用した業務とは、居宅サービス計画書および施設サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）の作成業務、予防ケアプランの作成業務、要介護認定調査業務および「介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業」（平成20年厚生労働省告示第31号）2に示されるケアプラン点検業務を指すものとする。

- (2) 雇用形態 事業者 に直接雇用されている者とする。なお、当該者の職種および常勤または非常勤の別ならびに専従または兼務の別については問わないものとする。
- (3) 役員の取扱い 事業者 における役員（法人代表者を含む。以下「役員」という。）においては、資格を活用した業務に従事する者のみを対象とする。
- (4) 居住地 居住地は問わないものとする。
- (5) 資格の登録地 資格の登録地は問わないものとする。

（補助金交付額等）

第 6 条 補助対象経費、補助基準額、補助率および補助金交付額の算定方法については、次のとおりとする。

- (1) 東京都が実施する介護支援専門員法定研修を受講した場合は、別表 3 および別表 4 に定めるとおりとする。
- (2) 東京都以外の地方公共団体が実施する介護支援専門員法定研修を受講した場合は、別表 4 に定める補助基準額を、当該地方公共団体が定める受講料に置き換えて、別表 3 を基に算定する。
- (3) 法定研修受講料について、研修実施団体または東京都以外の地方公共団体による減額を受けた場合は、別表 4 に定める補助基準額を、受講料から当該減額分を差し引いた額に置き換えて、別表 3 を基に算定する。

（暴力団等の排除）

第 7 条 第 4 条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成 2 4 年品川区条例第 3 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員および同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）もしくは介護保険法またはこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

（補助金の交付申請）

第 8 条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 9 条 区長は、前条または第 1 2 条の規定による申請があったときは、当該申

請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、次条に掲げる条件を付して補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 受講料負担の内容および経費の配分を変更できないこと。
- (2) 受講料負担の実施が困難になったときは、速やかに区長に報告するものとし、補助対象事業の執行を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の交付決定後における特別な事情により変更の必要が生じたときは、この交付の全部または一部を取り消しすることがあること。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあること。また、補助金の額の確定があった後においても同様とすること。

ア 補助金を他の用途に使用したとき。

イ 受講料負担の実施に関し、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこれに基づく区長の処分に違反したとき。

ウ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

- (5) この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく教育訓練給付制度の給付を受ける場合

イ 東京都の介護支援専門員法定研修受講料補助事業による交付を受ける場合

（申請の撤回）

第11条 申請者は、第9条の規定による交付決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、同条に規定する交付決定通知書の受領後14日以内に、当該異議を申し出る旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。なお、期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

（補助金の変更交付申請）

第12条 第9条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第8条の規定に準じて、変更交付申請書（第3号様式）により、事情の変更した日から区長が指定した日までにこれを行うものとする。

2 区長は、前項による申請があったときは、改めて第9条の規定により交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、第8条の規定による申請において研修受講者とした対象職員に係る受講料を負担し、かつ、当該対象職員全員が同申請において受講予定とした介護支援専門員法定研修を修了したときまたは補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書(第4号様式)に関係書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、第13条の規定による実績報告書を受けた場合において、受講料負担の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第5号様式)により当該実績報告を行った交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに補助金交付請求書(第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(執行状況報告)

第16条 交付決定者は、事業の適正円滑な遂行を図るため、その執行の状況に関し区長から報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年11月1日から適用する。

別表 1 介護支援専門員法定研修（第 3 条関係）

区分	介護保険法等根拠法令
介護支援専門員実務研修	介護保険法第 69 条の 2 第 1 項
介護支援専門員更新研修	介護保険法第 69 条の 8 第 2 項
介護支援専門員現任研修	介護保険法第 69 条の 8 第 2 項ただし書
介護支援専門員再研修	介護保険法第 69 条の 7 第 2 項
主任介護支援専門員研修	介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 37 条の 15 第 1 項 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号
主任介護支援専門員更新研修	介護保険法施行令第 37 条の 15 第 1 項 介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項第 2 号

別表 2 補助金の交付対象とする介護保険施設および事業所等の種別等（第 4 条関係）

1	居宅介護支援
2	地域包括支援センター
3	介護老人福祉施設
4	介護老人保健施設
5	介護医療院
6	（介護予防）特定施設入居者生活介護
7	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
8	看護小規模多機能型居宅介護
9	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
10	地域密着型特定施設入居者生活介護
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
12	その他介護支援専門員の資格を活用した事業を行う者として品川区長が認める事業者

別表 3 補助対象経費等（第 6 条関係）

1. 補助対象経費	申請日の属する年度において、対象職員が介護支援専門員法定研修を受講するに当たり納入した受講料について事業者が負担した額。ただし、対象職員が雇用保険法に基づく教育訓練給付制度の給付を受けている場合は、その給付額を除いた額とする。
2. 補助基準額	対象職員が受講した介護支援専門員法定研修の種類ごとに別表 4 に定めた額の合計額。
3. 補助率	4 分の 1
4. 補助金交付額の算定方法	第 1 項に定める補助対象経費と第 2 項に定める補助基準額とを比較していずれか少ない方の額に、第 3 項に定める補助率を乗じて得た額。ただし、算出された額に 1 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表 4 補助基準額（第 6 条、別表 3 関係）

区分	介護保険法等根拠法令	補助基準額
介護支援専門員実務研修 （87時間）	介護保険法第69条の 2 第 1 項	4 4, 6 0 0 円
介護支援専門員現任研修 （専門研修課程Ⅰ）（56時間）	介護保険法第69条の 8 第 2 項ただし書	3 4, 5 0 0 円
介護支援専門員現任研修 （専門研修課程Ⅱ）（32時間）	介護保険法第69条の 8 第 2 項ただし書	2 3, 8 0 0 円
介護支援専門員更新研修 （88時間）	介護保険法第69条の 8 第 2 項	5 8, 3 0 0 円
介護支援専門員更新研修 （56時間・前期）	介護保険法第69条の 8 第 2 項	3 4, 5 0 0 円
介護支援専門員更新研修 （32時間・後期）	介護保険法第69条の 8 第 2 項	2 3, 8 0 0 円
介護支援専門員更新研修 （54時間・実務未経験者）	介護保険法第69条の 8 第 2 項	2 8, 5 0 0 円
介護支援専門員再研修 （54時間）	介護保険法第69条の 7 第 2 項	2 8, 5 0 0 円
主任介護支援専門員研修 （70時間）	介護保険法施行令第37条 の15第 1 項 介護保険法施行規則第 140条の68第 1 項第 1 号	5 2, 6 0 0 円
主任介護支援専門員更新研修 （46時間）	介護保険法施行令第37条 の15第 1 項 介護保険法施行規則第 140条の68第 1 項第 2 号	3 8, 0 0 0 円

品川区長あて

(法人名)
(法人所在地)
(代表者氏名)

年度品川区介護支援専門員法定研修受講料補助金交付申請書

品川区介護支援専門員法定研修受講料補助事業実施要綱第8条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請額 金 _____ 円 ※ 100円未満切り捨て

2. 事業所名称
所在地
種別等
事業所登録番号

3. 内 訳 別紙のとおり

4. 提出書類

- (1) (第1号様式) 品川区介護支援専門員法定研修受講料補助金交付申請書（本様式）
- (2) (第1号様式別紙) 品川区介護支援専門員法定研修受講料補助金対象職員一覧（交付申請）
- (3) 法定研修受講決定通知（写し）※既に受講決定している場合に限る。
- (4) 介護支援専門員証（写し）または介護支援専門員試験合格通知（写し）
- (5) 事業所または介護保険施設で勤務していることがわかる書類（例）勤務形態一覧表

事務取扱担当者
(部署名)
(担当者氏名)
(電話番号)
(メールアドレス)

第 1 号様式別紙

(事業所名)
(事業所登録番号)

	研修受講者 氏名	生年月日	登録番号等	従事業務	法定研修名	研修受講 都道府県	研修修了予定日 または 研修修了日	受講料	事業者負担額	補助基準額	選定額	備考
									A	B	C	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
										合計		

選定額 円 補助率 1 ／ 4 交付申請額（1 0 0 円未満切り捨て） 円

第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

（法人名）
（代表者氏名） 様

品川区長

年度品川区介護支援専門員法定研修受講料補助金交付決定通知書

年 月 日付にて申請のあった品川区介護支援専門員法定研修受講料補助事業に係る補助金交付申請について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 交付決定金額 金 _____ 円

2. 事業所名称
所在地
種別等
事業所登録番号

3. 交付条件 （1）品川区介護支援専門員法定研修受講料補助事業実施要綱第10条の定めによる。
（2）本決定以降、先の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに同要綱第12条の定めるところにより、所定の手続きを行うこと。

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

品川区長あて

（法人名）

（法人所在地）

（代表者氏名）

年度品川区介護支援専門員法定研修受講料補助金変更交付申請書

品川区介護支援専門員法定研修受講料補助事業実施要綱第12条に基づき、
下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

1. 申請額 金 _____ 円 ※ 100円未満切り捨て

2. 事業所 名称

所在地

種別等

事業所登録番号

3. 内 訳 別紙のとおり

事務取扱担当者

（部署名）

（担当者氏名）

（電話番号）

（メールアドレス）

第 3 号様式別紙

(事業所名)
(事業所登録番号)

	研修受講者 氏名	生年月日	登録番号等	従事業務	法定研修名	研修受講 都道府県	研修修了予定日 または 研修修了日	受講料	事業者負担額	補助基準額	選定額	備考
									A	B	C	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
										合計		

選定額 円 補助率 1 ／ 4 交付申請額（1 0 0 円未満切り捨て） 円

品川区長あて

（法人名）

（法人所在地）

（代表者氏名）

年度品川区介護支援専門員法定研修受講料補助金実績報告書

年 月 日付品福福収第 号にて決定通知があった補助金の交付について、品川区介護支援専門員法定研修受講料補助事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助確定額

金 _____ 円 ※ 100円未満切り捨て

2. 既交付決定額（変更交付決定を含む）

金 _____ 円 ※ 100円未満切り捨て

3. 内 訳 別紙のとおり

4. 提出書類

- （1）（第4号様式）介護支援専門員法定研修受講料補助金実績報告書（本紙）
- （2）（第4号様式別紙1）介護支援専門員法定研修受講料補助金対象職員一覧（実績報告）
- （3）（第4号様式別紙2）介護支援専門員研修の研修受講料補助申請に当たる確認書
- （4）支払金口座振替依頼書
- （5）法定研修修了証明書（写し）
- （6）法定研修受講料を負担したことがわかる領収書（写し）

事務取扱担当者

（部署名）

（担当者氏名）

（電話番号）

（メールアドレス）

第 4 号様式別紙 1

(事業所名)
(事業所登録番号)

	研修受講者 氏名	生年月日	登録番号等	従事業務	法定研修名	研修受講 都道府県	研修修了日	受講料	事業者負担額	補助基準額	選定額	備考
									A	B	C	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
										合計		

選定額 _____ 円 補助率 1 ／ 4 補助確定額（1 0 0 円未満切り捨て） _____ 円

第4号様式別紙2

年 月 日

品川区長あて

次の介護支援専門員研修における研修受講料においては、以下のとおり確認したことを提出します。

- ① 下記介護支援専門員(受講者)は、法人の運営する介護施設または事業所等において勤務している、または勤務予定であること
(受講料の支給を受けた時点で勤務していた場合を含む)
- ② 下記研修について、「事業所負担額」記載の金額が下記法人から介護支援専門員(受講者)へ支給されたこと
- ③ 下記介護支援専門員(受講者)は、他の法人と本確認書を作成していないこと

【研修名称および負担額】

	研修名称	受講料	事業所負担額
1			
2			

【法人名】

所在地	
法人名称	
代表者職	
代表者氏名	

私は、以上について確認して署名します。

【介護支援専門員(受講者)署名】

介護支援専門員登録番号	
(実務研修の場合は) 実務研修修了証番号	
記入日	
氏名(自筆)	

第5号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

（法人名）
（代表者氏名） 様

品川区長

年度品川区介護支援専門員法定研修受講料補助金額確定通知書

年 月 日付品福福収第 号で交付決定した補助金について、提出された実績報告書を審査した結果、受講料負担の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円 ※ 100円未満切り捨て
2. 補助確定額 金 _____ 円 ※ 100円未満切り捨て

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

品川区長あて

(法人名)
(代表者氏名)

年度品川区介護支援専門員法定研修受講料補助金交付請求書

品川区介護支援専門員法定研修受講料補助事業実施要綱第15条に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1. 請求額 金 _____ 円

2. 事業所 名称
所在地
種別等
事業所登録番号

3. 請求内訳

交付決定額 (A)	確定額 (B)	請求額 (C)

事務取扱担当者
(部署名)
(担当者氏名)
(電話番号)
(メールアドレス)